



■ 水源・浄水場入口・浄水場出口 浄水工程管理のために行う水質検査項目と検査頻度

【表3】水質検査表 ①水源 ②浄水場入口 ③浄水場出口

項目番号	水質基準項目	検査計画頻度(回/年)		
		①水源	②浄水場入口	③浄水場出口
1	一般細菌	1	12	12
2	大腸菌	1	12	12
3	カドミウム及びその化合物	1	12	12
4	水銀及びその化合物 ^{*4}	1	—	—
5	セレン及びその化合物	1	12	12
6	鉛及びその化合物	1	12	12
7	ヒ素及びその化合物	1	12	12
8	六価クロム化合物	1	12	12
9	亜硝酸態窒素 ^{*4}	1	—	—
10	シアン化物イオン及び塩化シアン ^{*4}	1	—	—
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	12	12
12	フッ素及びその化合物	1	12	12
13	ホウ素及びその化合物	1	12	12
14	四塩化炭素	1	12	12
15	1,4-ジオキサン ^{*4}	1	—	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	12	12
17	ジクロロメタン	1	12	12
18	テトラクロロエチレン	1	12	12
19	トリクロロエチレン	1	12	12
20	ベンゼン	1	12	12
21	塩素酸	1	12	12
22	クロロ酢酸	1	12	12
23	クロロホルム	1	12	12
24	ジクロロ酢酸	1	12	12
25	ジプロモクロロメタン	1	12	12
26	臭素酸	—	—	—
27	総トリハロメタン	1	12	12
28	トリクロロ酢酸	1	12	12
29	プロモジクロロメタン	1	12	12
30	プロモホルム	1	12	12
31	ホルムアルデヒド	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物	1	12	12
33	アルミニウム及びその化合物	1	12	12
34	鉄及びその化合物	1	12	12
35	銅及びその化合物	1	12	12
36	ナトリウム及びその化合物	1	12	12
37	マンガン及びその化合物	1	12	12
38	塩化物イオン	1	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	12	12
40	蒸発残留物	1	12	12
41	陰イオン界面活性剤 ^{*4}	1	—	—
42	ジェオスミン ^{*3*4}	1	—	2(表流水のみ)
43	2-メチルイソボルネオール ^{*3*4}	1	—	2(表流水のみ)
44	非イオン界面活性剤 ^{*4}	1	—	—
45	フェノール類 ^{*4}	1	—	—
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1	12	12
47	pH値	1	12	12
48	味	—	—	12
49	臭気	1	12	12
50	色度	1	12	12
51	濁度	1	12	12

【表4】水質検査表 ②浄水場入口 ③浄水場出口 ④蛇口

項目番号	水質管理目標設定項目	検査計画頻度(回/年)					
		②浄水場入口		③浄水場出口		④蛇口	
		表流水 ^{*3}	地下水 ^{*3}	表流水	地下水		
1	アンチモン及びその化合物	2	—	—	—	—	—
2	ウラン及びその化合物	2	1 ^{*5}	—	—	—	—
3	ニッケル及びその化合物	12	12	12	12	12	12
4	1,2-ジクロロエタン	12	12	12	12	12	12
5	トルエン	12	12	12	12	12	12
6	7-フルオロ(2-イソプロピル)	2	—	—	—	—	—
7	亜塩素酸	—	—	—	—	—	—
8	二酸化塩素	—	—	—	—	—	—
9	ジクロロアセトニトリル	—	—	2	—	—	—
10	抱水クロラール	—	—	2	—	—	—
11	農薬類 ^{*2}	2	—	—	—	—	—
12	残留塩素	—	—	12	12	12	12
13	加臭、7 ⁷ 初臭等(硬度)	12	12	12	12	12	12
14	マンガン及びその化合物	12	12	12	12	12	12
15	遊離炭酸	—	—	2	2 ^{*5} (1 ^{*4})	—	—
16	1,1,1-トリクロロエタン	12	12	12	12	12	12
17	メチル-tert-ブチル-エーテル(MTBE)	12	12	12	12	12	12
18	有機物等(過剰な消費量)	12	12	12	12	12	12
19	臭気強度(TON)	—	—	2	2 ^{*5} (1 ^{*4})	—	—
20	蒸発残留物	12	12	12	12	12	12
21	濁度	12	12	12	12	12	12
22	pH値	12	12	12	12	12	12
23	腐食性(ランゲリア指数)	12	12	12	12	12	12
24	従属栄養細菌	—	—	—	—	2	—
25	1,1-ジクロロエチレン	12	12	12	12	12	12
26	アルミニウム及びその化合物	12	12	12	12	12	12
27	ヘルフルオロオクタンルホン酸及びヘルフルオロオクタン酸	1	1 ^{*5}	—	—	—	—

- * 1色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。
- 2 農薬類は、115項目について検査を行います。
- 3 表中の表流水、地下水は水源の別を示します。(表流水) 森山浄水場、十王浄水場(地下水) 諏訪浄水場、みはらし台水道施設、水木水源
- 4 諏訪浄水場は、年1回の検査を行います。
- 5 外部委託検査のうち、休止中の水木水源を除き検査を行います。

【表5】水質検査表 ①水源 ②浄水場入口 ③浄水場出口

項目番号	その他の項目	検査計画頻度(回/年)					
		①水源	②浄水場入口		③浄水場出口		④蛇口
			表流水	地下水	表流水	地下水	
1	クリプトスポリジウム	—	12	4 ^{*3}	4	—	—
2	ジアルジア	—	12	4 ^{*3}	4	—	—
3	嫌気性芽胞菌 ^{*2}	—	12	12	—	—	—
4	ダイオキシン類	—	—	—	1	—	—
5	生物化学的酸素要求量(BOD)	1	12	—	—	—	—
6	化学的酸素要求量(COD)	1	12	—	—	—	—
7	放射性セシウム(134、137)	—	4	—	4	4 ^{*3}	—

- * 1色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。
 - 2 嫌気性芽胞菌は、クリプトスポリジウム、ジアルジアの指標菌です。
 - 3 休止中の水木水源を除き、検査を行います。
- 【表3】水質検査表(①水源 ②浄水場入口 ③浄水場出口)
- * 1色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。
 - 2 色分けの項目(■の部分)は、自己検査が可能な消毒生成物に係る項目です。
 - 3 項目番号42のジェオスミン、43の2-メチルイソボルネオールは、藻類発生時期に実施します。
 - 4 休止中の水木水源を除き、検査を行います。

■ 蛇口(給水栓) 水質基準が適用される水質検査項目と検査頻度

【表1】水質検査表 ④蛇口

項目番号	水質基準項目	法令に基づく検査頻度	検査計画頻度(回/年)
			④蛇口
1	一般細菌	月1回	12
2	大腸菌	月1回	12
3	カドミウム及びその化合物	年4回	12
4	水銀及びその化合物	—	4
5	セレン及びその化合物	—	12
6	鉛及びその化合物	—	12
7	ヒ素及びその化合物	—	12
8	六価クロム化合物	—	12
9	亜硝酸態窒素	—	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	—	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	12
12	フッ素及びその化合物	—	12
13	ホウ素及びその化合物	—	12
14	四塩化炭素	—	12
15	1,4-ジオキサン	—	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—	12
17	ジクロロメタン	—	12
18	テトラクロロエチレン	—	12
19	トリクロロエチレン	—	12
20	ベンゼン	—	12
21	塩素酸	—	12
22	クロロ酢酸	—	12
23	クロロホルム	—	12
24	ジクロロ酢酸	—	12
25	ジプロモクロロメタン	—	12
26	臭素酸	—	4
27	総トリハロメタン	—	12
28	トリクロロ酢酸	—	12
29	プロモジクロロメタン	—	12
30	プロモホルム	—	12
31	ホルムアルデヒド	—	4
32	亜鉛及びその化合物	—	12
33	アルミニウム及びその化合物	—	12
34	鉄及びその化合物	—	12
35	銅及びその化合物	—	12
36	ナトリウム及びその化合物	—	12
37	マンガン及びその化合物	—	12
38	塩化物イオン	月1回	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年4回	12
40	蒸発残留物	—	12
41	陰イオン界面活性剤	年4回	4
42	ジェオスミン	—	12(2 ^{*3})
43	2-メチルイソボルネオール ^{*3}	年12回	12(2 ^{*3})
44	非イオン界面活性剤	—	4
45	フェノール類	—	4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	—	12
47	pH値	—	12
48	味	月1回	12
49	臭気	—	12
50	色度	—	12
51	濁度	—	12

【表2】水質検査表 ④蛇口

項目番号	毎日検査の項目(1日1回以上行う検査)	法令に基づく検査頻度	検査計画頻度(回/年)
			④蛇口
1	色	1回以上/日	366以上
2	濁り	1回以上/日	366以上
3	消毒の残留効果	1回以上/日	366以上

* 配水系統毎に市民の方に委託して検査します。

【表1】水質検査表(④蛇口)

- * 1色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。
- 2 色分けの項目(■の部分)は、毎月1回行う検査(9項目)です。
- 3 給水栓の水源が深井戸である場合、項目番号42、43については、藻類発生時期に実施します。

■ 外部委託検査項目

【表6】水質検査表 ①水源 ②浄水場入口 ③浄水場出口 ④蛇口

種別	No.	項目番号	水質検査項目	検査計画頻度(回/年)
				①水源~④蛇口
水質基準項目	1	4	水銀及びその化合物	4
	2	9	亜硝酸態窒素	4
	3	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4
	4	15	1,4-ジオキサン	4
	5	26	臭素酸	4
	6	31	ホルムアルデヒド	4
	7	41	陰イオン界面活性剤	4
	8	42	ジェオスミン	1~12
	9	43	2-メチルイソボルネオール	1~12
	10	44	非イオン界面活性剤	4
	11	45	フェノール類	4
水質管理目標設定項目	1	1	アンチモン及びその化合物	2
	2	2	ウラン及びその化合物	1~2
	3	6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2
	4	9	ジクロロアセトニトリル	2
	5	10	抱水クロラール	2
	6	11	農薬類	2
	7	15	遊離炭酸	2
	8	19	臭気強度(TON)	2
	9	27	ヘルフルオロオクタンルホン酸及びヘルフルオロオクタン酸	1
その他の項目	1	—	クリプトスポリジウム	4
	2	—	ジアルジア	4
	3	—	ダイオキシン類	1
	4	—	放射性セシウム(134、137)	4
	5	—	毎日検査 色	366
	6	—	毎日検査 濁り	366
	7	—	毎日検査 消毒の残留効果	366

* 【表1】【表2】の「水質基準が適用される水質検査項目」及び【表3】【表4】【表5】「浄水工程管理のために行う水質検査項目」の(■の部分)の項目を指します。